

# 令和8年度から国民健康保険税率を改定します

狭山市では、国民健康保険制度の持続可能性を確保し、今後も皆さまに安心して医療を受けていただくため、国民健康保険税率等の改定を行うこととなりました。何卒ご理解いただきますようお願い申し上げます。  
(詳細は公式 HP へ→)



## ■なぜ、国民健康保険税率等の改定（引き上げ）が必要なのか

国民健康保険は、加入者の高齢化が進む一方で、一人当たり医療費は年々増加しており、将来にわたって安定した保険給付を維持することが困難な状況です。このことから、国保財政の安定化を図り、国民健康保険制度を持続可能な制度とするため税率等の引き上げを行うものです。

また、このような国民健康保険制度の構造的な課題を解決するため、平成30年度から都道府県が財政運営の責任主体となり、県内のどこの市町村に住んでいても、同じ世帯構成、所得であれば同じ保険税とする「保険税水準の統一」の令和12年度の実現に向け、準備を進めています。

令和8年度は、埼玉県内のほぼすべての市町村において税率の引き上げが行われており、令和9年度には、埼玉県内すべての市町村において県が算定する保険税率を設定することとなります。

被保険者の皆さまには負担増をお願いすることとなりますが、何卒ご理解いただきますようお願い申し上げます。

## ■令和8年度の国民健康保険税率等はこのように変わります

		令和8年度	令和7年度
医療分	所得割	8.10%	6.79%
	資産割	廃止	10%
	均等割	49,300円	22,700円
	平等割	廃止	5,000円
支援金等分	所得割	2.74%	2.72%
	均等割	16,600円	15,900円
介護分	所得割	2.35%	2.36%
	均等割	16,700円	17,100円
子ども分	所得割	0.26%	—
	均等割	1,600円	—

※狭山市の令和8年度の賦課限度額は、医療分66万円、支援金等分26万円、介護分17万円、子ども分3万円です。

※「子ども分」は、「子ども・子育て支援金制度」に基づき、子どもや子育て世帯を社会全体で応援する仕組みで、令和8年度から追加となったものです。なお、「子ども分」の均等割は18歳以上の被保険者に限るものです。

## ■令和8年度税率等による試算

### <モデルケース1>

4人世帯 世帯主40歳(給与収入400万)、妻40歳(収入なし)、小学生1人、中学生1人

R7 税額 470,000円 → R8 税額 613,400円 (143,400円増 約31%増)

### <モデルケース2>

2人世帯/5割軽減該当 世帯主65歳(年金収入200万)、妻65歳(年金収入60万)

R7 税額 85,700円 → R8 税額 119,500円 (33,800円増 約39%増)

## ■経済的な不安がある方（軽減・減免）

賦課期日現在（または納税義務が発生した日）の前年の世帯総所得金額等（擬制世帯主を含む世帯主と国保加入者の合計）が一定の基準以下の場合、均等割額が軽減されますが、令和8年4月1日よりその対象範囲が拡充されます。ただし、加入者（擬制世帯主を含む）全員が所得の申告を済ませている世帯に限られますので、**所得が無い場合であっても必ず申告をしてください。**

世帯総所得金額等が一定以下の世帯や、解雇等により国保に加入された方には、保険税の軽減や減免制度があります。詳しくは保険年金課へお問い合わせください。

（軽減や減免制度について詳細は公式 HP へ→）



## ■お問い合わせ先

資格・制度等に係る問合せ：保険年金課 04-2941-5174

税の納付に係る問合せ：収 税 課 04-2937-5549